

議事日程 平成30年6月8日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
平成29年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成29年度上峰町一般会計事故繰越し繰越計算書
平成29年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第22号～議案第29号)
(発議第2号)

午前9時30分 開会

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日は平成30年第2回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより平成30年第2回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番井上正宣君及び7番吉富隆君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月15日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成30年第2回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

総務課

人事につきましては、4月1日付で5名の新規職員と3名の再任用職員の採用を行いました。

消防関係では、4月8日に第57回上峰町消防団表彰並びに入退団式を挙行いたしました。今年度の退団者は6名で、新入団員15名の任命を行いました。何かと御多用のところ、議員、消防委員、区長初め、多くの御来賓の皆様にご臨席を賜り、盛大に挙行できましたことに厚く御礼を申し上げます。

5月13日には消防団の技能向上のための教養訓練を、5月21日から25日までの間、西消防署において新入団員研修を実施しました。また、4月27日に平成30年度第1回上峰町消防団幹部会議を開催し、消防団の年間行事計画の確認を行いました。

水防関係では、5月21日に目達原駐屯地、佐賀地方气象台、国土交通省武雄河川事務所、鳥栖警察署、東部土木事務所、鳥栖三養基地区消防事務組合西消防署等、関係機関に参加いただきまして、水防パトロールを実施し、町内危険箇所の見直し及び現地踏査を行い、現状の把握と情報の共有を図りました。

5月16日には、全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練を実施し、緊急時の迅速かつ確実な情報伝達手順の確認を行いました。

交通安全関係では、小・中学校の新年度登校日に合わせて4月6日から13日までの間、町内6カ所で交通指導員による街頭指導が行われました。また、交通安全教室が中学校において4月16日、小学校では4月23日に実施されました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

鎮西山関係の事業については、樹木管理委託業務の入札を実施すべく着手しております。

6月初旬に契約が整うよう進捗しております。

町の情報システムネットワーク関係については、平成31年11月に基幹系システムの更新が

予定されており、現在、共同運用を行っている1市4町によるワーキンググループが発足し、システムの改修に向けた協議を行っています。

統計調査業務については、6月1日時点で実施される工業統計調査について、5月に調査員説明会、調査票の配布を行っております。また、学校基本調査の実施については、小中学校、幼稚園、認定こども園の協力のもと、5月中にオンラインでの回答を終えております。

2. まち・ひと・しごと創生係

イオン上峰店については、来年2月28日をもって閉店することをイオン九州株式会社において5月18日に決議がなされました。

イオン上峰店は、1995年3月に、当時は九州ニチイが運営する上峰サティとして開店し、23年間営業を続けてこられました。今回の閉店決議を受けて、町としても影響の大きさを感じています。

ふるさと納税については、昨年度の寄附件数がおよそ51万件（前年度27万2,000件）、金額ではおよそ6,670,000千円（前年度4,570,000千円）でした。今年度も引き続き、町のPRや財源確保のため、戦略的にふるさと納税に取り組んでまいります。

なお、本年度は地方創生推進交付金の採択を受けており、DMOの推進、鎮西山再整備などに取り組んでいきたいと考えております。

財 政 課

予算関係では、6月補正予算の要求期限を5月1日に設定し、18日までに財政課査定、副町長査定、最終町長査定を実施し、予算案を取りまとめ、今議会に提案しております。今回の補正予算には、新たな公共交通システム構築に伴う通学用大型バスの購入費用や、町制施行30周年記念事業などが含まれています。

町有施設管理関係では、地区への清掃委託、樹木管理、除草などの委託業務については発注が完了し、農村婦人の家と多目的研修施設内の老朽化した空調機についても5月中に取りかえ工事が完了しました。また、ウォーターランド江迎公園内の水車オブジェ3基について、事故防止の観点から回転抑止のための部材をローターに設置しております。今後は、江迎多目的施設グラウンド周辺のフェンス取りかえ工事などの発注を予定しています。

庁舎関連では、各種保守管理等の業務発注は完了しておりますが、残る1階東側トイレの洋式化工事及び屋根、外壁等劣化状況の調査・発注支援業務については、来庁者や職員の業務に不便が生じないように、工期等について考慮してまいります。

住 民 課

1. 住民記録係

4月末現在の人口は9,551人、前月と比較して1名の増、世帯数では3,550世帯で2世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連では、町内の4月末時点におけるマイナンバーカード申請件数は

889件、カード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より町に到着しているカード数は818件、交付数は781件、保管数は27件で、交付率は8.2%となっております。マイナンバーカードを利用したサービスである「各種証明コンビニ交付サービス」につきましては、利用状況が増加傾向にあり、今後もマイナンバーカードの普及やコンビニ交付サービスの広報に努めてまいります。

また、平成29年度に開始しました「本人通知制度」につきましても、個人の権利利益の不当な侵害を防止できるサービスとして、多くの人に周知いただけるよう広報活動を続けてまいります。

2. 子育て支援係

本年4月より認定こども園、保育所等の入所につきまして、1号130名、2号及び3号の枠が225名、合計355名の支給認定、入所承諾及び保育料決定事務を行いました。今後とも随時に発生します1号・2号・3号の年度途中入園希望者につきましては、丁寧に相談を受けてまいります。

児童手当につきましては、6月1日より1カ月間、年に1度の現況届を実施いたします。

子どもの医療費助成事業につきましては、昨年より現物給付化による助成の対象を高校生までに拡大し、実施いたしております。今後も保護者に向けて、利用への周知に努めてまいります。

3. 環境係

4月6日、8日及び22日に実施した狂犬病予防法に基づく狂犬病予防集合注射は、登録犬354頭中137頭に接種いたしました。前年度集合注射の実績は、登録犬367頭中137頭でした。

5月22日、公共用水域の水質保全を図るため、切通川、井柳川を含め、18地点で河川水の水質調査を、また、水質汚濁防止法に基づき工場排水水質検査を6事業所で実施し、調査結果は現在解析中であります。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の後継施設については、平成36年度の稼働を目指し、さまざまな協議を進めているところですが、現在は2市3町の構成により佐賀県東部環境施設組合を設立し、建設に向けた協議を行っているところであります。

空き家対策については、空き家情報のシステム化をしており、管理を行い、更新に向けた調査を実施してまいります。また、空家対策推進協議会を設立し、事業実施計画書策定に向け協議の準備を行っております。

健康福祉課

1. 健康増進係

特定健診及び各種がん検診を4月20日から24日までの間、老人福祉センターおたっしゃ館で実施し、実人員で482名の方が受診されました。

平成28年度から集団健診については無料とし、住民の健康意識向上のための動機づけを促

進しているところです。

平成29年度の特定健診の受診率は、平成29年5月時点での対象者1,242名に対し、611名の方が受診され、49.2%でした。うち、動機づけ支援の方は55名、積極的支援の方は16名がおられ、47名に対し保健指導を実施しました。今後もより多くの方が受診できるように、引き続き啓発に努め、受診率の向上を図ってまいります。

2. 保険年金係

平成30年度からの国民健康保険制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担っていきます。町は資格管理、保険給付等、地域との身近な関係を活かして、きめ細かい事業を引き続き担うこととなりました。国民健康保険広域化の円滑な実施・運営に向け、佐賀県、佐賀県国民健康保険団体連合会、県内20市町による勉強会・実務者会議・連携会議等に参加しました。今後も国民健康保険事業の安定的な運営が持続するように引き続き連携していきます。

医療費給付適正化対策として、毎月レセプト点検を実施しており、資格・診療内容を精査しています。また、平成29年度より重複服薬者等に対し、勧奨通知の発送をしました。被保険者の給付費抑制意識を高めるため、重複服薬等勧奨通知を年2回、医療費通知を年3回、ジェネリック医薬品差額通知を年4回発送いたします。

後期高齢者医療事務については、佐賀県後期高齢者医療広域連合と連携し、きめ細やかな窓口サービスを引き続き行います。

国民年金事務については、年金事務所と連携し、窓口及び広報紙等を活用した制度の周知に努めてまいります。

3. 福祉介護係

生活保護につきましては、平成29年度中における本町への相談件数として6世帯11人であり、うち2世帯3人の方が認定されました。

平成30年度の福祉タクシー券の交付を受給資格者161名に通知し、3月22日から交付を開始いたしました。5月10日現在、44名の方に交付をしております。

介護保険による法定給付につきましては、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、要支援・要介護認定者に対し、居宅サービス・施設サービス等の保険給付を引き続き行います。

税 務 課

1. 課税係

平成30年度の町税当初課税関係では、5月に入り、固定資産税、軽自動車税を、連休明けには個人住民税特別徴収分の納税通知書を発送いたしました。

当初賦課時点の課税状況をお知らせします。

固定資産税は、納税義務者が延べ3,736名、調定額は729,680千円（対前年比25,460千円の

増)となっています。平成29年中の新增築家屋及び償却資産の増加が主な要因です。

軽自動車税では、4,568台が対象で調定額は31,120千円(前年比1,450千円の増)となっています。登録台数はほぼ前年並みの状況ですが、新車登録から13年経過したことに伴い、経過措置から経年重課に移行した車両分が調定額を押し上げた形です。

個人住民税の特別徴収分は1,447事業所(対象者3,154名)に対し、総額268,550千円(前年比5,140千円の増)を通知、特徴対象事業所の数も前年より2%増加しています。

2. 収納係

平成29年度の町税について、4月末時点の徴収率をお知らせします。

一般町税の現年度分は、徴収率98.6%(前年同期99.1%)で、対前年比0.5%の減、滞納繰越分については、徴収率30.9%(前年度24.9%)で6%の増となっています。

現年度分、滞納繰越分を合わせた一般町税全体の徴収率は、95.5%(前年同期96.6%)で1.1%の減という状況です。

次に、国民健康保険税の状況ですが、現年度分は徴収率94.2%(前年同期93.9%)で0.3%の増、滞納繰越分については、徴収率18.1%(前年度20.6%)で2.5%の減となっています。

現年度分、滞納繰越分を合わせた国民健康保険税の徴収率は、79.5%(前年同期79%)で0.5%の増という状況です。

建設課

1. 建設係

国道関係では、国道34号切通し交差点の改良事業について、昨年度に実施設計が完了しており、事業内容及び今後のスケジュールについて、地元関係者への説明会を5月28日に開催されており、今年度は用地測量及び新設橋梁部の地質調査を計画されています。

県道関係では、神埼・北茂安線については、加茂交差点付近の改良工事が引き続き行われており、8月ごろには完成する予定です。

県道坊所・城島線については、町民センターから加茂交差点間の歩道整備事業について用地買収を計画されています。また、舗装改修工事については、中央公園付近の60メートル程度を計画されているようです。

町道関係では、側溝改良工事について井手口北住宅地区及び下津毛地区の側溝改良工事を発注しております。その他の施工予定箇所については設計業務に取りかかっており、随時発注の予定です。舗装改修工事については、国の新たな施策である公共施設等適正管理推進事業債を利用し、施工予定であり、設計が完了次第、随時発注の予定です。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金による事業として、西峰東西3号線及び下坊所東西線の2路線の実実施設計を予定しております。現在、補助金交付申請の途中であり、交付決定後に発注予定です。

社会資本整備関係では、橋梁点検及び道路改良事業2路線を計画しております。橋梁点検については、16橋の点検を予定しており、佐賀県メンテナンス会議方針に沿って事業推進してまいります。道路改良関係については、八枚碓線及び坊所南北線の実施設計を発注予定です。

2. 管理係

社会資本整備総合交付金の内示に伴う木造住宅耐震診断補助（昭和56年以前建築分）については、現在2件の申し込みがあっており、補助金交付申請を行っているところです。

町営住宅関係では維持修繕に努めており、今後も適正な管理を行うことで入居者の住環境改善を行ってまいります。

農業集落排水事業関係では、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業補助金の交付内示を受けており、交付決定を受けて、機能診断・最適整備構想計画の発注予定です。また、使用水量確認のために設置している量水器の検定期間満了に伴う取りかえ工事を発注しました。

産業課

本年度もまちづくり実行委員会にて、3月18日から4月8日まで、鎮西山の桜ライトアップを行いました。例年設置しているちょうちんやLEDスポットライトの照明に加えて、フォトジェニックなスポットづくりに取り組み、魅力的な装飾のイルミネーションを新規に設置して、昨年より一層、魅力的な夜桜を町民の皆様に楽しんでいただきました。

平成30年からは、米の生産数量目標にかわり、「生産のめやす」とした配分となりました。本町は前年と同じ1,409トンの提示を受けて、JA各生産組合に生産の目安の数量を配分し、営農計画書による取りまとめを行っており、8月に現地作付確認を実施いたします。転作率は40.8%となっています。

西峰地区にあります「ふれ愛菜園」では、今年度も利用者の募集を行い、29区画のうち26区画の契約に至っており、残りの区画についても随時受け付けを行います。利用者の皆様には、この菜園で土に触れ、野菜や花づくりを楽しみながら、収穫の喜びも味わっていただければと思います。

多面的機能支払交付金事業については、15地区において、農用地、水路、農道等の地域資源を対象とする保全管理や、農村環境の保全を図るための活動が実施されています。また、水路、農道等の機能維持のための更新等を行う長寿命化活動は3地区で実施されており、町も各地区の活動組織に対して支援を行っています。

教育課

4月11日、上峰小・中学校で入学式を挙行いたしました。小学校115名、中学校94名の児童生徒が入学をいたしました。議員、区長初め、多くの御来賓の皆様に御臨席賜り、盛大に挙行できましたことに厚く御礼を申し上げます。この間、小学校では春の行事である「1年生を迎える会・春の遠足」が実施されました。中学校では、1年生の波戸岬宿泊訓練、2年

生の熊本校外学習、3年生の関西修学旅行と計画どおり実施され、事故なく無事終了することができました。上峰町小学校入学祝金についても、該当者114名全員に申請いただき、入学者1人当たり20千円を給付しました。

放課後児童クラブでは、1年生51人、2年生36人、3年生26人、4年生5人、5年生1人、6年生2人、合計121人の児童を受け入れています。引き続き安全に配慮の上、子育て家庭を支援してまいります。

上峰町立学校外国語指導助手業務を委託契約しました。小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上及び国際感覚の養成を図ります。また、上峰町立学校ICT利活用教育等推進業務を委託契約しました。小・中学校へICT推進員を配置し、ICT機器を利活用した教育業務全般に関し、職員・児童生徒へのサポート体制を構築し、ICT利活用教育等を推進してまいります。

上峰小学校オンライン英会話業務を委託契約しました。本年度も小学5、6年生を対象にマンツーマンによるオンライン英会話授業により、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進してまいります。

上峰中学校放課後補充学習業務を委託契約しました。中学1年生及び3年生を対象に、放課後を活用し、基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲・個性や才能を伸ばす機会を提供してまいります。

上峰町青少年ヨジュ市訪問事業の準備を行っています。本年度は大韓民国ヨジュ市大神中学校・高校を訪問する年になります。8月23日から26日まで、3泊4日で中学生16名の訪問団を計画しています。

生涯学習課

1. 生涯学習係

4月26日、上峰町子どもクラブ育成協議会により第3回子どもクラブドッジビー大会の抽せん会とルール講習会を行いました。抽せん会には、昨年より1チーム多い18チーム参加がありました。講習会は、各地区子どもクラブの皆様から熱心な質問があり、詳しい説明ができました。本大会は6月10日に上峰中学校体育館及び上峰町体育センターで開催され、8月18日の佐賀県大会への出場権をかけ、練習に励んでおられると思います。

2. 生涯スポーツ係

恒例の町民体力づくり歩こう大会は、4月15日、天候に恵まれ、568名の皆様に参加いただきました。開催までに御協力いただきました分館関係各位、駐車場を整備していただきました地元企業の皆様に感謝申し上げます。

5月10日、ニュースポーツ講習会を上峰町体育センターで開催しました。参加者数は、分館長、スポーツ推進指導員等63人でした。種目は、アジャタ、いごてだまで、それぞれの実技指導を行い、また、紹介種目として輪投げ、卓球バレーを紹介し、皆さんに体験していた

できました。今後、老若男女問わず、天候に左右されない楽しく体を動かすスポーツを推進していきたいと思います。

文化課

文化財関係では、まず、例年国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業ですが、これまでに8件の開発行為の届け出等があり、うち2件について埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

太古木関連では、平成29年度からの継続事業として「史跡等保存活用計画策定事業」により、太古木の保存活用事業に係る全体的な計画を策定しています。現在、事務局にて計画の草案を作成中で、7月の保存活用計画策定委員会にお諮りし、計画案としてまとめたいと考えております。

町史編さん関連事業では、4月18日、25日に町史編さん委員会及び編集部会を開催し、町史の内容・構成、年次計画、執筆要領について協議を行いました。今後、本格的な資料調査、原稿執筆に順次着手してまいります。

明治維新150年記念事業として取り組んでおります『鍋島夏雲殿日記』活字化事業につきましては、プロポーザルにより活字化業務委託業者を決定し、専門家の監修のもと、活字化事業を開始しました。

図書館関係では、4月23日の「子ども読書の日」から5月12日までの「こども読書週間」にあわせて、4月22日に「おたのしみおはなし会」を開催し、大形絵本の読み聞かせ、パネルシアター、手遊び、工作などを行い、子供23名、大人9名が参加され、楽しいひとときを過ごされました。4月28日には「子ども図書館員体験」教室を開催し、小学生12名が参加し、貸し出し返却業務、レファレンス業務（調べ物）など日ごろ図書館職員が行っている業務を体験し、「楽しかった」、「おもしろかった」との声をいただきました。また、図書司書お助めの絵本をテーマ別に3冊ずつセットし、「図書館おたのしみ袋」として貸し出しました。

5月中旬には、小学校を通して新1年生及び4月期の転入生とその家族へ図書館利用者登録の勧誘チラシを配布しました。図書館では、今後も機会を捉えて利用者の枠の拡大を目指していきたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 諸般の報告。

諸般の報告をお願いいたします。

○財政課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。4月より財政課長を拝命いたしました坂井でございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

私のほうからは、諸般の報告、平成29年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成29年度上峰町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして御報告を申し上げます。

お手元に報告書の1枚目、平成29年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書を御用意ください。

内容につきましては、さきの3月定例議会におきまして繰越予算の議決をいただきました健康福祉課所管、コミュニティバス等購入に関するものでございます。

それでは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をいたします。

お手元の繰越計算書をごらんください。読み上げて説明にかえさせていただきます。

平成29年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、事業名、コミュニティバス等購入、金額26,300千円、翌年度繰越額26,300千円、財源内訳、一般財源26,300千円。

以上、一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告でございます。

続きまして、報告書の2枚目をお願いいたします。

平成29年度上峰町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

繰り越しの案件につきましては、建設課所管、町道米多坊所線道路改良事業でございまして、電力事業者による電柱移設先の用地交渉において不測の日数を要したことにより、年度内の執行が困難になったため、平成30年度に所要の繰り越をしたものでございます。

それでは、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

お手元の繰越計算書をごらんください。

平成29年度上峰町一般会計事故繰越し繰越計算書。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、事業名、町道米多坊所線道路改良事業、支出負担行為額8,501,760円、内訳、支出済額2,800千円、支出未済額5,701,760円、支出行為予定額0、翌年度繰越額5,701,760円、財源内訳、一般財源5,701,760円、説明といたしまして、工事箇所において九州電力株式会社による電柱移設工事の用地交渉等が難航し、時間を要したため、当該年度の執行が困難になったということでございます。

以上、一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに報告はありませんか。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、平成29年度上峰町農業集落排水特別会計繰

越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

この件につきましては、さきの3月定例議会において御承認いただきました江迎地区管路移設工事の繰越明許費に関する繰越計算書でございます。

それでは、お手元に資料の準備をお願いいたします。読み上げて説明にかえさせていただきます。

平成29年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、事業名、江迎地区管路移設工事、翌年度繰越額14,061,600円、財源内訳、既収入特定財源0円、未収入特定財源、その他14,061,600円、一般財源0円。

なお、未収入特定財源のその他につきましては、県からの移設補償金でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

これで諸般の報告は終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第22号

専決処分の承認を求めることについて
(上峰町税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

平成30年6月8日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第23号

専決処分の承認を求めることについて
(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月8日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第24号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が公布、施行されることに伴い、固定資産税の軽減措置について改正するものです。

平成30年6月8日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第25号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

平成30年6月8日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第26号

平成30年度上峰町一般会計補正予算（第1号）

平成30年度上峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236,956千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,790,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年6月8日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第27号

平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,109千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月8日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第28号

上峰町固定資産評価員の選任について

下記の者を上峰町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所435番地2

氏 名 小 野 清 人

生年月日 昭和34年2月24日

平成30年6月8日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について。

佐賀県東部環境施設組合が佐賀県市町総合事務組合の共同処理に加入することに伴い、規約の変更をするものでございます。

平成30年6月8日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

以上8議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より8議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○税務課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。それでは、私のほうから議案第22号及び議案第24号の補足説明を申し上げます。

まず、22号をお願いいたします。

上峰町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日に施行されることにより、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、別紙のとおり専決処分をさせていただいたことを承認いただくものでございます。

お手元の新旧対照表に基づきながら御説明をいたします。新旧対照表を御用意をお願いいたします。

新旧対照表については、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

なお、改正規定中、条ずれや項ずれ、読みかえ規定等の説明は省略させていただき、主要な規定を中心に説明をさせていただきます。

まず、6ページをお願いいたします。

6ページの一番上です。第48条（法人の町民税の申告納付）です。

租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3、また、第68条93の3の規定の適用により、内国法人が外国に源泉がある所得について、外国の法令により課される法人税等に相当する税金を課されるときは、その所得に対して、さらに我が国の法人税等が課されることは二重課税となるため、このような国際的二重課税を排除する趣旨から、その法人税割額から控除することとなる規定を整備するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

中ほどにあります第52条（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）です。

納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後、増額更正等があった場合は、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされた部分については、納付がされた期間を控除して計算する規定を整備するものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

15ページ中ほどでございます。法附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）です。

まず、一番初めに地方税法附則第15条の改正により、第1項では公害防止用設備に係る固

定資産税の課税標準の特例措置について、水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水または廃液を処理するための施設について、課税標準額を3分の1から2分の1に改めるものでございます。

次に、5項、6項、7項、8項については新規に定めるものでございます。

まず、第5項、第6項は、出力が5,000キロワット以上の水力発電設備や出力が1万キロワット以上のバイオマス発電設備については、課税標準額を価格の3分の2と設定するものでございます。

続きまして、第7項、第8項は、出力が1,000キロワット以上の太陽光発電設備及び出力が20キロワット未満の風力発電設備については、課税標準額を価格の4の3と設定するものでございます。

次に、次ページの16ページをお願いいたします。

第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）でございませう。

ずっと飛びまして、20ページをお願いいたします。

20ページの一番下になります。第12項ですが、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間にバリアフリー法に基づく改修工事を行った実演芸術公演施設に対する家屋について、市町村に申告した者に限り、改修工事が完了した年の翌年度から2年間、当該家屋に係る固定資産税について、3分の1に相当する金額を減額するものでございませう。

続きまして、22ページをお願いいたします。

中ほどあたりに第11条の2（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）です。

下落修正措置について、「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」と延長し、評価がえ年度でなくても地価が下落すれば土地の価格修正を行うものです。

次ページ、23ページをお願いいたします。

第12条（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）です。

法附則第18条の改正に合わせて改正され、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度」に改め、3年間延長するものでございませう。

続きまして、26ページをお願いいたします。

第13条（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）です。

法附則第19条の改正に合わせて改正され、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度」に改め、3年間延長するものです。

続きまして、第15条（特別土地保有税の課税の特例）です。

特例期間について、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度」

に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改正し、3年間延長するものです。

施行日については、平成30年4月1日より施行するものです。どうか御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案第22号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第24号 上峰町税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。24号をお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が施行されることにより、本条例の一部を改正する必要が生じました。よって、御提案申し上げるものでございます。

これにつきましては、現在開会中の国会に中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するという生産性向上特別措置法案が審議され、5月23日に公布されました。

この法案では、市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備導入計画に記載された一定の機械、装置等であって、生産、販売活動等の用に供されるものについては、臨時、異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講ずるとなっております。

上峰町としては、軽減率を100%として、法附則第10条の2第13項を新たに加え、条例で定める割合は0とするという条例改正であります。

この案件は時限立法でございまして、この法案が施行された日から平成33年3月31日までの期間となっております。

以上、補足説明を終わります。どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。補足説明の前に一言御挨拶を申し上げます。

4月1日に健康福祉課長を拝命しました江島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは、議案第23号及び議案第27号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第23号をお手元に御用意ください。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについてになりますが、去る平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱が閣議決定され、その中で国保税における課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充が盛り込まれました。この税制改正大綱を踏まえ、平成30年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令により所要の改正がなされていることを踏まえ、同日に専決処分を行いました。

上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規

定により議会の承認を求めるものです。

保険税は政令により課税限度額が定められており、各市町村はこの額を超えない範囲内で条例で規定することとなっております。今回の課税限度額の引き上げにより中間層に配慮した保険税設定が可能になることに加え、中間所得者層の負担軽減を図ることが見込まれるため、本町では政令に定める上限額を課税限度額としたところです。

国民健康保険税における減額の対象となる所得の基準についても政令により定められており、各市町村はこの額を超えない範囲内において条例で規定することとなっております。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表 1 ページ中段の第13条の第2項をごらんください。

基礎課税額を540千円から580千円に改正するものです。

第13条の2は、第1項本文中で減額後の限度額を540千円から580千円へ改正するものです。裏面、2ページをごらんください。

2ページの同項第2号は5割軽減に関するの号になりますが、所得金額330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270千円を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275千円に改正するものです。

同項第3号は2割軽減に関するの号になりますが、所得金額330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490千円を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの額を500千円に改正するものです。

下段になりますが、第13条の5第2項中「申告書を提出する場合には、」を「申告書の提出に当たり、」に改め、「事実を証明する書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加えることとしておりますが、マイナンバーによる情報連携により雇用保険受給資格者証等の提出書類が不要になることによる字句の改正となっております。

この改正は、施行日を政令施行日と同日の平成30年4月1日からとしているところでございます。

以上、議案第23号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第27号の補足説明を行いますので、お手元に議案第27号を御用意ください。

議案第27号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の5. 諸収入、補正額267千円、合計1,308千円。

歳入合計、補正額267千円、合計104,109千円となります。

3ページをごらんください。

歳出、款の3. 保健事業費、補正額118千円、合計1,126千円。

款の4. 諸支出金、補正額149千円、合計181千円。

歳出合計、補正額267千円、合計104,109千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページをごらんください。

歳入ですが、款の5. 諸収入、項の3. 償還金及び還付加算金、目の1. 保険料還付金及び目の2. 還付加算金ですが、目の1. 保険料還付金を120千円、目の2. 還付加算金を29千円補正することとしております。

中段になります。款の5. 諸収入、項の5. 受託事業収入、目の1. 民生費受託収入ですが、後期高齢者に対する保健事業受託事業費の追加分の118千円の補正となります。

次に、歳出ですが、4ページをごらんください。

款の3. 保健事業費、項の1. 保健事業費、目の1. 健康診査等事業費ですが、後期高齢者広域連合から保健事業費の追加分を歳入で受け、それぞれの節に充当を行うものです。後期高齢者に対する集団健診の問診票の様式変更に伴う補正となります。

下段になります。款の4. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の1. 保険料還付金及び目の2. 還付加算金ですが、後期高齢者広域連合から償還金及び還付加算金の追加分を歳入で受け、それぞれの目に充当を行うものです。後期高齢者医療保険制度の保険料軽減判定誤りによる修正賦課による補正となります。

以上、議案第23号及び議案第27号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○住民課長（福島敬彦君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第25号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

このことにつきましては、法律で定めております就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供に関する法律の一部改正に伴いまして、当町で制定しております上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上峰町条例第27号）でございます——の第15条第1項第2号で定めております認定こども園法の運営基準につきまして、法律を準用しておりますので、国の法律の一部改正にあわせまして条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明をいたしますので、御準備をお願いいたします。

右側のほう、現行でございます。右側のほうの現行の下線部分でございます。「同条第9項」とございますが、その部分が、左側改正後をごらんください。

左側改正後におきまして、認定こども園法の政令の改正により、第7項でございますが、

指定都市の長は第1項または第3項の認定を受けようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないという項でございます。

で、及び第10項、指定都市の長は、第1項または第3項の認定を受けたときに速やかに都道府県知事に次条第1項に規定する申請書の写しを送付しなければならないという項が追加をされておるものでございます。

この政令の改正に基づきまして、当町におきましても、国の法律を準用しております関係上、下線部分でありますところで「同条第11項」ということに繰り下がったものでございます。

本町といたしましても、平成29年4月より2カ園が認定こども園の認定を受け、運営をされているところでございます。法律の改正と同時に条例を改正をいたしまして、適正な運営を推進するものであります。

以上、議案第25号につきましての私からの補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありますか。

○財政課長（坂井忠明君）

私のほうからは、議案第26号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額39,355千円、計の548,940千円。

款の15. 県支出金、補正額234千円、計の308,645千円。

款の17. 寄附金、補正額21千円、計の4,000,214千円。

款の18. 繰入金、補正額104,646千円、計の3,969,349千円。

款の21. 町債、補正額92,700千円、計の271,700千円。

歳入合計、補正額236,956千円、計の11,790,927千円。

3ページでございます。歳出のほうでございます。

款の1. 議会費、補正額44千円、計の78,296千円。

款の2. 総務費、補正額87,668千円、計の7,815,198千円。

款の3. 民生費、補正額83,353千円、計の1,412,258千円。

款の4. 衛生費、補正額、減の6,732千円、計の626,156千円。

款の6. 農林水産業費、補正額、減の1,373千円、計の360,177千円。

款の7. 商工費、補正額1,200千円、計の16,602千円。

款の8. 土木費、補正額66,786千円、計の313,626千円。

4ページでございます。

款の9. 消防費、補正額20千円、計の171,374千円。

款の10. 教育費、補正額5,990千円、計の562,134千円。

歳出合計、補正額236,956千円、計の11,790,927千円。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正、追加でございます。

起債の目的につきましては、公共施設等適正管理推進事業債、限度額につきましては、92,700千円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算で計上済みの臨時財政対策債と同様でございます。

それでは、主な補正内容について御説明をいたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

上段になりますが、款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 土木費国庫補助金、節の3. 土木費補助金、社会資本整備総合交付金、減額の3,054千円でございますが、道路新設改良事業に関する交付金の配分を受け、町道坊所南北線分で減の5,070千円、町道八枚碓線分で増の2,016千円、差し引き3,054千円の減となるものでございます。

続きまして、説明欄の3項目めになりますが、目の4. 総務費国庫補助金、節の5. 地方創生推進交付金41,150千円でございますが、新たな項目でございます、補助率は2分の1となっております。この交付金に関する歳出につきましては、後ほど御説明をいたします。

1枚めくっていただいて、4ページをお願いいたします。

中段の款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金44,000千円でございますが、今回の補正に伴う財源不足を補填するものでございまして、補正後の財政調整基金の理論残高につきましては340,653千円となります。

その下、同じ項の基金繰入金でございますが、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金60,646千円でございますが、ふるさと寄附金の目的に沿った各種事業の財源に充当をいたしております。

その下、款の21. 町債、項の1. 町債、目の3. 公共施設等適正管理推進事業債、節の1. 公共施設等適正管理推進事業債92,700千円でございます。

聞きなれない名称かとは思いますが、町道などの長寿命化に資する事業の財源として、国の地方財政計画に基づく財政支援措置として創設をされたものでございまして、期間につきましては、平成29年度から平成33年度まで5年度限りの時限付きの措置となっております。

この起債の償還金につきましては、その自治体の財政力に応じ、一部が交付税に算入される仕組みでございまして、事業費に対する起債充当率につきましては90%、その目的から長

寿命化事業債とも称されるものでございます。係る歳出につきましては、後ほど説明をいたします。

歳出のほうへ移ります。

まず最初に、町制施行30周年記念事業に関する事業についてのみ抜粋して御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

下段のほうになります。款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の13. 委託料、右説明欄のイベント委託料2,000千円でございます。30周年記念の式典及び講演会を催すための費用で、総務課のほうの所管となります。

6ページをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の12. 役務費、30周年紹介記事掲載料540千円、こちらにつきましては、新聞の朝刊に町の特集記事を掲載するための広告料及び写真展に係る経費でございまして、創生室のほうの所管でございます。

続いて、同じページでございますが、節の13. 委託料の説明欄下段でございますが、イメージソング制作委託料540千円、こちらにつきましては、町のイメージソング制作を委託するもので、創生室所管でございます。

次、7ページをお願いいたします。

上段になります。節の19. 負担金、補助及び交付金、説明欄の地域づくり補助金5,000千円、こちらは地区や団体が主体となって実施する地域活性化活動、こちらを支援するための助成金でございまして、1事業当たり、上限として1,000千円の5件分を計上しております。こちらのほうも創生室所管でございます。

ちょっと飛びますが、9ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の8. 報償費の記念品代216千円から下に下りまして、13節の委託料、イベント委託料210千円まで、合わせて541千円になります。こちらにつきましては、新たな地域公共交通システムの出発式に際しての記念品代や式典に係る費用でございまして、健康福祉課の所管となります。

1枚めくっていただいて、10ページをお願いいたします。

上段の目の3. 老人福祉費、節の19. 負担金、補助及び交付金、町老人クラブ連合会事業補助金300千円、こちらにつきましては、老人クラブが主催し、30周年の冠を付した各種大会に際して参加賞や賞品等の購入費用を助成するものでございまして、こちらも所管は健康福祉課でございます。

1枚めくっていただきまして、下のほうの13ページをお願いいたします。

中段になります。款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費、節の19. 負担金、補助及び交付金、まちづくり実行委員会補助金1,200千円でございますが、か

みちゃりグランプリのイベントに際し、佐賀牛の販売を当初1頭を予定しておりましたが、2頭分に増量するための費用で、所管は産業課となってまいります。

16ページをお願いいたします。

上段になりますが、款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の2. 事務局費、節の13. 委託料、教育情報発信業務委託料2,074千円、こちらにつきましては、ラジオ放送を通して、主に町の教育文化関連の情報発信を行うための費用でございまして、「カミング！上峰」復活版といたしておりまして、教育課所管でございます。

同じページの項の5. 社会教育費、目の1. 社会教育総務費、節の11. 需用費100千円及び14節. 使用料及び賃借料1,200千円、合わせて1,300千円となりますが、NHKのど自慢開催に要する費用でございまして、町の持ち出し分になります。生涯学習課所管でございます。

18ページをお願いいたします。

18ページ、説明欄一番下になりますが、款の10. 教育費、項の6. 保健体育費、目の1. 保健体育総務費、節の8. 報償費、各種大会参加料617千円、内容につきましては、30周年を記念したタオルの製作費、体力づくり体育大会の折に各分館に配付する町特産品の購入費用を計上しておりまして、生涯学習課の所管となってまいります。

30周年記念事業といたしまして、以上のとおり10の事業、14,112千円を計上いたしておりますが、当初予算におきまして、文化課の所管でございます維新博ステージイベント費用、こちらのほうに2,000千円を計上しておりますので、記念事業全体のボリュームといたしましては、6月補正の段階で計11の事業、合わせて16,112千円となります。

引き続きまして、30周年記念事業を除く主な事業を御説明いたします。

ちょっと手戻りになりますが、6ページをお願い申し上げます。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の13. 委託料、説明欄の上から3項目め、魅力発信拠点づくり事業委託料11,000千円、こちらにつきましては、イベント体験プログラムの造成事業として追加をいたしておりまして、当初予算に計上いたしました42,868千円と合わせまして、補正後の事業費につきましては53,868千円となる事業でございます。

続いて、同じ説明欄の鎮西山再整備実施計画等策定業務委託料36,000千円、こちらにつきましては、鎮西山を再整備するための実施設計等の委託業務でございます。

先ほど申し上げた魅力発信拠点づくり事業委託料の総額53,868千円と合わせまして、歳入の項目で御案内した国庫補助金、地方創生推進交付金41,150千円の対象の事業となっております。

説明欄の次の項目でございますが、地域振興施設整備マネジメント業務委託料3,600千円でございますが、地域振興施設整備に伴う国や県など関係機関との協議、資料等の作成業務を委託するものでございます。

説明欄の次の項目でございます。官民連携基本計画策定業務委託料15,000千円でございますが、大型商業施設の閉店を受け、町と民間が連携し、中心市街地再整備に向けた基本計画の策定業務を委託するものでございます。

説明欄の次の項目、商業施設整備マネジメント業務委託料4,314千円でございますが、地域振興施設周辺の商業施設整備について、関係機関との協議資料等の作成業務を委託するものでございます。

説明欄の次の項目になりますが、地域振興施設整備運営計画策定業務委託料5,842千円でございますが、地域振興施設の収支計画及び運営体制構築に向けた計画の策定業務を委託するものでございます。

飛びまして、9ページをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の18. 備品購入費、コミュニティバス等購入費44,931千円、通学用の大型バス2台の購入費でございまして、昨年6月議会におきまして、限度額46,500千円で債務負担行為の議決をいただいておりますが、今回、係る予算を計上したものでございます。

その下、節の19. 負担金、補助及び交付金、上峰町公共交通活性化協議会補助金32,000千円、こちらにつきましては、新たな地域公共交通システムに関して、バス停の整備、オペレーション、サイネージ、バスロケーションなど運行、運用に関するシステム構築に要する費用として協議会に補助をするものでございます。

続きまして、飛びますが、14ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、節の15. 工事請負費、説明欄の町道補修等工事55,910千円でございますが、当初予算で計上済みの79,090千円に追加いたしますので、補正後の工事請負費の総額は6月補正後で135,000千円となります。

このうち、103,000千円が歳入の項で御紹介いたしました長寿命化事業債の対象となりまして、充当率90%を乗じて得た額が92,700千円となり、地方債として特定財源欄のほうで計上させていただいております。

次に、委託料の欄をごらんください。

こちらにつきましては、目の3. 道路新設改良費、節の13. 委託料、調査設計業務委託料7,000千円でございますが、内容につきましては、町道八枚碓線改良に係る実施設計業務となっております。

少々長くなりましたが、以上で議案第26号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

○総務課長（高島浩介君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について、こちらのほうの概要について補足説明をいたします。

平成29年11月1日に設立されました佐賀県東部環境施設組合を佐賀県市町総合事務組合のほうに加入させまして、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害、また、通勤による災害等に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるために、佐賀県市町総合事務組合規約を変更するものでございます。

それでは、添付をしております新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。

左側、改正後の別表第1（第2条関係）の組合を組織する地方公共団体、こちらの一番下のほうですが、そこに今回設立をされました佐賀県東部環境施設組合を追加するものでございます。

また、下のほうに行きまして、別表第2（第3条関係）、こちらの組合の共同処理する事務と組合市町で裏面の一番下のほうになります。こちらのほうに、先ほどと同様に佐賀県東部環境施設組合、これを追加するものでございます。

以上で議案第29号の補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

続きまして、発議第2号の上程及び提案理由の概要説明を求めます。

○6番（井上正宣君）

平成30年6月8日

上峰町議会議長 寺崎太彦様

提出者

上峰町議会議員 井上正宣

上峰町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、標記議案を別紙のとおり提出します。

（提案理由）

税の納付を証する書類を税の滞納のない証明書に改正するため

発議第2号

上峰町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上峰町議会議員政治倫理条例（平成22年上峰町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「納付証明書」を「滞納のない証明書」に改め、同条第1項中「納付を証する書類（以下「税の納付証明書」という。）」を「滞納のない証明書」に改め、同条第2項及び第3項中「納付証明書」を「滞納のない証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以下、新旧対照表はお手元に配付のとおりでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前10時59分 散会